

議第36号

京都市体育館条例の一部を改正する条例の制定について

京都市体育館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年 2 月20日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市体育館条例の一部を改正する条例

京都市体育館条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 競技場の項を次のように改める。

競技場	全面使用	アマチユアスポーツ	入場料を徴収しない場合	A	32,000	A	24,000	32,000	24,000	C	59,000	C	45,000	E	123,000	E	93,000
				B	21,000	B	16,000			D	45,000	D	35,000	F	109,000	F	83,000
		入場料を徴収する場合	A	104,000	A	79,000	104,000	79,000	C	186,000	C	146,000	E	394,000	E	304,000	
			B	71,000	B	55,000			D	143,000	D	112,000	F	351,000	F	270,000	
									G	361,000	G	280,000	H	318,000	H	246,000	
									H	318,000	H	246,000					
	その他	入場料を徴収しない場合	A	345,000	A	265,000	345,000	265,000	C	626,000	C	486,000	E	1,316,000	E	1,016,000	
			B	238,000	B	185,000			D	477,000	D	371,000	F	1,167,000	F	901,000	
		入場料を徴収する場合	A	459,000	A	371,000	459,000	371,000	C	876,000	C	682,000	E	1,794,000	E	1,424,000	
			B	334,000	B	265,000			D	668,000	D	520,000	F	1,586,000	F	1,262,000	
									G	1,669,000	G	1,318,000	H	1,461,000	H	1,156,000	
									H	1,461,000	H	1,156,000					
部分使用 (3分の1面 1時間につき)			4,000	3,500	4,000	3,500	5,800	4,600									

別表第1備考7中「つど」を「都度」に改める。

別表第2備考以外の部分中

8,000	6,000	12,000	9,000
26,000	21,000	38,000	30,000
90,000	69,000	129,000	100,000
122,000	98,000	181,000	141,000

を

9,200	6,900	14,000	10,000
30,000	24,000	44,000	35,000
104,000	79,000	148,000	115,000
140,000	113,000	208,000	162,000

に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成25年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- この条例による改正後の京都市体育館条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

使用料の適正化を図る必要があるので提案する。